

「本人が主体的に参加している活動」の紹介アンケート

1. 活動の実施主体

①会及びグループの名前 熊本市手をつなぐ育成会本人部会「つなごう会」略称「つなごう会」

②代表者名 高木 猛 ③登録者数 50名

④連絡先 住所 〒860-0004 熊本市中央区新町2丁目4-27

熊本市健康センター新町分室内

Tel 096-352-0010 Fax 096-352-4159

⑤会及びグループからひとことPR

「できるだけ自分たちのことは自分たちで決めよう」を基本に支援者の方々のアドバイスを受けてたのしく活動しています。

2. 活動内容（本人が集まって、行っている活動内容を記載して下さい）

ア)どのような活動をしていますか

- ・春の遠足や日帰り旅行（一泊旅行は隔年）
- ・「お茶・お花」、「書初め」（専門家の先生の指導による）
- ・ボウリングやパークゴルフ、映画鑑賞
- ・忘年会
- ・「私の発表」と題して、自分の意見を発表する会 など……

イ)活動の実施は定期的ですか？ 不定期ですか？

定期的に開催

ウ)定期的に実施の場合の頻度を教えてください

基本は1回/月（第三日曜日）

エ)参加人数（本人・支援者・家族・地域住民・その他）

毎回(本人)35名～40名

(支援者)3名～6名

3. 実際の活動場面の紹介

* 活動の様子がわかる写真や資料、案内等があれば載せてください。

■ 27年度活動写真を添付します。

【ボウリング大会】



【パークゴルフ】



【書初め】



【お茶・お花】



くまもとして　いくせいかい　ほんにんぶかい
熊本市手をつなぐ育成会　本人部会

かい　かいそく
「つなごう会」会則

めいしょう
〔名称〕

だい　じょう　くまもとして　いくせいかい　ほんにんぶかい　かい
第1条　熊本市手をつなぐ育成会の本人部会を「つなごう会」といいます。

もくてき
〔目的〕

かい　かいいんそうご　こうりゅう　ふか　よ　か　かつどう　じゅうじつ　ちいき
第2条　つなごう会は、会員相互の交流を深め、余暇活動の充実と地域にお
ける生活の向上を図ることを目的とします。

かつどう
〔活動〕

かい　もくてき　たっせい　つぎ　かつどう　おこ
第3条　会の目的を達成するために、次のような活動を行います。

- 1　かいいん　こうりゅう　しんぼく　ふか　かつどう
会員の交流と親睦を深める活動・・・なかよく！
- 2　きょうよう　ごらく　たか　かつどう
会員の教養と娯楽を高める活動・・・ゆたかに！
- 3　ちいきせいかつ　なや　もんだい　かいけつ　かつどう　ちから
地域生活の悩みや問題を解決する活動・・・力をあわせ！

かいいん
〔会員〕

ちてき　しょう　くまもとし　きんこう　す
第4条　知的な障がいがあり、熊本市や近郊に住んでいて
にゆうかい　きぼう　ひと　かいいん
入会を希望する人を会員とします。

うんえいいいん
〔運営委員〕

かいいん　なか　かつどう　おこな　うんえいいいん
第5条　会員の中から、活動を行うための運営委員（約6名）を
せんしゆつ　じぶん　こと　じぶん　き
選出し、自分たちでできる事はできるだけ自分たちで決め、
かいけつ
解決していきます。

うんえいいいん　にんき
〔運営委員の任期〕

うんえいいいん　ねんど　はじ　せんしゆつ
第6条　運営委員は年度初めにまでに選出するようにし、

にんき ねん さいにん
任 期は2年 とします。 再 任をしてもかまわないようにします。

かか やくわり
〔係りと役割〕

うんえいいいん はな あ いいんちよう ふくいいんちよう しょき
第7条 運 営委員で話し合っ^て委員 長、副 委員 長、書記な
どのかか き つぎ やくわり にな
どの係りを決め、次のような役割を担うようにします。

- い いん ちょう だいひょう かい やくわり
1 委員 長・・・代表として、会をまとめる役割
- ふくいいんちよう いいんちよう たす いいんちよう ふざい ばあい だいこう やくわり
2 副委員長・・・委員長を助け、委員長が不在の場合には代行する役割
- しょ き かつどう きろく のこ しりょう ほかん やくわり
3 書 記・・・活動の記録を残し、資料を保管する役割
- かい けい どうじつ じっぴ ひつよう とき おかね やくわり
4 会 計・・・当日、実費が必要な時に、お金をあつめる役割

かいひ けいひ
〔会 費と経 費〕

かいひ ねん えん
第8条 つなごう会の会 費は、年3, 000円とします。

ほごしゃ いくせいかいかいひ ねん えん おさ ばあい めんじょ
保護者が育成会会費（年6, 000円）を納めている場合は、免除にします。

かくかつどう ひつよう けいひ さんかしゃ あつ
また、各 活 動に必 要な経 費は、その都度、参 加 者から集める
ようにします。

しえんしゃ
〔支援者〕

かい かつどう しえん もくてき しえんしゃ かい
第9条 この会の活動を支援することを目的にした「支援者の会」があり、
くまもととして いくせいかい じむきょく きよてん
熊本市手をつなぐ育成会の事務局がその拠点になります。

しえんしゃ とうろくせい しえんせきにんしゃ じ む きょく ちょう
また、支援者は登録制になっていて、支援責任者は事務局 長 になります。

た
〔その他〕

た うんえい かつどう かん もんだい で ばあい はな
第10条 その他、運 営や活 動に関して問 題が出た場 合は、話し
あ き
合っ^て決めていきます。

ふそく かいそく へいせい てきよう
附則 この会則は、平成24年3月18日から適 用します。

熊本市手をつなぐ育成会 本人部会 「つなごう会の約束」

1. 私^{わたし}たちは、会員^{かいいん}同士^{どうし}でお金^{かね}の貸^{かし}借^{かり}りほしないようにします。
2. 私^{わたし}たちは、うそ^いを言^いったり人^{ひと}の悪^{わる}口^{くち}を言^いわないようにします。
3. 私^{わたし}たちは、人^{ひと}の迷^{めい}惑^{わく}になるようなことはしないようにします。